

都市近郊レクリエーション林の研究(IV)

— その管理体制について —

九州大学農学部 黒 田 迪 夫

1. 研究の目的と方法

近年、都市近郊森林地帯へのレクリエーションが増加してきたのに対応して国、県、市などで森林地域の一部を森林レクリエーション地区に指定し、施設をつくって利用者の便宜をはかる動きが活潑となっている。国（林野庁）の自然休養林、県民の森、市民の森の設置などがそれである。ところがこのような森林の利用の仕方は、わが国では従来あまりなかったために、実状において種々の難問に直面しており、その改善のための研究が求められている。

そこで私は、塩谷 勉教授を代表者とする共同研究（48年度文部省試験研究）の末端に加えていただいたのを機会に、①くまもと自然休養林（菊池水源地区）、②長崎県民の森、③宮崎市民の森の管理体制について調べてみた。この報告はその調査結果の概要である。

2. 地区の概況、利用状況および管理体制

(1) くまもと自然休養林（菊池水源地区）

菊池市から約12kmの地点にあり、菊池阿蘇スカイラインに沿っている。区域面積1,158haはすべて国有林で熊本営林局菊池営林署の管轄下にあるが、昭和44年7月に「自然休養林」として林野庁長官の指定をうけた。以来、森林レクリエーション地区として施設を設置し、利用者に無料で開放している。利用者は48年4～8月で約279千人、49年7月15日～8月31日の間に約378千人（1日平均8,052人）と非常に多い。

ところでこの自然休養林の売物は菊池川の清流と自然景観の極致といわれる渓谷美であるが、最近の実状は川の汚濁がはげしく、施設の破損（例えば便所の電燈、水道の蛇口など）が目立ち、すぐれた休養林のイメージをダウンさせている。

では何故こうした事態が起きたのか。その原因一つはover crowd（利用区域の狭さに対して入込客が多いこと）であるが、それと並んで私がとりあげたいのは管理の問題である。林野庁では自然休養林地区の保護管理のために「保護管理協議会」に業務を委

託する方式をとっており、この地区の場合も昭和46年12月1日に「菊池渓谷保護管理協議会」が出来ている。ところが会の業務は①標識等の設置及び保全、②道路・駐車場・公衆便所・上下水道・その他公共施設の維持保全、③盗伐等及び林野火災・虫害・鳥獣類・その他自然環境の維持保全、④その他自然休養林の保護管理上必要な事項ともり沢山なのに、その活動費は48年度で7～8万円しかなく、そのため会の活動は清掃人夫を臨時に雇入れてゴミを処理する程度にとどまっている。これは協議会の構成メンバーがいずれも経費の負担をしづめているからであるが、その理由としては、①保護管理に金をかけても地元に経済的メリットがないこと、②利用者が熊本や福岡方面のいわゆる都会の人達で、地元とのつながりが薄く、地元がその後仕事に金を出す名目がたたないなどの点があげられる。しかしこうした状態では、施設の維持や保護管理が出来ないことは明らかである。そこでこうした事態を開拓する方策として利用者から入山料を徴収し、それを維持管理費にあてるやり方が考えられる。この点について林野庁管理課の見解は、①国民のコンセンサスがまだ得られていない、②徴収に技術上の困難が予想されるなどの理由で必ずしも積極的といえないが、①については50%以上の利用者が「払ってよい」と答えており、②もこの地区では技術的に容易である。いま仮りに入山料を1人100円とすると49年の実績で計算して7月15日～8月31日の期間だけで3,790万円となり、徴収に必要な経費を差引いても維持管理の費用は十分に捻出できる。また入山料の徴収によって入山者が若干減少したとしても、それはover crowdの解消になる。さらに入山料をとることで利用者が自己規制し、山をよごさないようにする効果も期待できよう。

(2) 長崎県民の森

長崎県民の森は長崎市の北約48km、西彼杵半島のほぼ中央の丘陵地帯に位置し、長崎市からバスで1時間26分で行ける。面積は77haと小さいが、海への展

望がひらけているのとほぼ全域がレクリエーションに利用できるように道路および施設を配置しているので広い感じをうける。この区域は長崎県の県有林であるが、県が明治百年を記念して県民のレクリエーションの森に指定したもので、43年度からそのための施設づくりを始め、43～47年度で第1次整備を終え、48～51年度に第2次整備をする計画となっている。第1次整備は道路、駐車場、キャンプ施設、広場などの造成と土地購入で約3,000万円を支出、第2次整備計画では森林博物館、休憩避難施設、キャンプ施設、広場、道路延長などに約2億円を投入する予定である。

この県民の森の利用者は長崎市、佐世保市と西彼杵半島の地元町村の人達がほとんどで、小中学校の遠足や会社の団体レクリエーションの場として多く利用されている。利用者数は48年度の実績で車2万5千台、11万人と推定されており、季節的には4～5月と7～9月が多く、曜日では日曜、祝日が多い。しかしその最大が200台、1,300人程度で、ここではover crowdの問題は発生していない。

県民の森の管理は、県林務課——長崎農林事務所林業課——現地の管理事務所という機構の下に、管理人夫婦が現地に常駐して見廻りしている外、施設の補修、清掃、下刈などに臨時の人夫を入れており、そのため一般管理費として43～47年度の5年間に約2,800万円、48年以降も毎年200～300万円の県費を計上している。したがって管理は行きとどき問題はない。そして入山料の徴収も必要がないようである。

(3) 宮崎市民の森（阿波岐原森林公園）

宮崎市民の森は市の中心部から北東約7.5kmに位置する海岸ぞいの平地林である。総面積は約30haで、もとは林野庁所管の国有林であったが、宮崎市が明治百

年記念事業の一環として借受け、昭和43年10月に森林公園として建設大臣の認可をうけた。以来、43～48年度までに9,300万円（国の補助4%）を投じて園道、駐車場、展望台、児童遊戯場、運動広場などの施設をつくり、公園として整備してきた。

この市民の森の利用者はほとんど宮崎市民で、入園者数は48年8月～49年7月の1年間で18万人ぐらいと推定されている。利用目的は春、秋の花見、運動会、散歩などが主である。

ところでこの市民の森の管理体制をみると、市の公園緑地課が直接管理にあたり、現地に管理事務所において職員1名を常駐させている外、失対人夫を常時16人配置し、清掃や除草などの作業をやらせており、公園はよく整備されている。そして入園料は無料である。利用者のほとんどが宮崎市民であり、市の一般会計に公園の維持費が十分に計上されているので、入園料の徴収という問題はない。

3. 結 び

以上、管理主体を異にする三つの事例をとりあげ、その管理状況をみたが、問題なのはやはりくまもと自然休養林（菊池水源地区）の場合だといえよう。その委託管理方式はアメリカの国有林を真似たといわれるが、わが国の場合、とくに菊池渓谷の場合は失敗で、このまま放置出来ない段階に来ていると思う。といってそれを林野庁の直轄管理にするのも、現状のように国有林が木材生産中心の特別会計をとっている限りでは予算面で休養林の管理費について十分な配慮が行きとどくかどうか疑わしい。したがって私としては、この際入山料をとる方向に踏みきり、その収入で施設の改善や保護管理に力を入れるのが最善の道ではないかと思う。